

アイランド・アシュラム RYT200 ヨガインストラクター養成講座 受講規約

受講生（以下「甲」という）とアイランド・アシュラム（以下「乙」という）は、以下のとおり、RYT200 ヨガインストラクター養成講座（以下「本講座」という）の受講規約を締結します。

第1条（契約の目的）

本契約は、乙が、甲に提供する本講座に関する取り決めを定めています。

第2条（講座の注意点）

- 1.甲が本講座を修了するためには、受講期間内に甲に課された課題を終わらせる必要があります。
- 2.乙は、本講座終了日までの期間において、やむをえない事情がある場合は、講師について変更ができるものとし、事前に甲に対して変更の通知を行います。
- 3.甲は、本講座で使用するテキストや、その他の教材などの複写複製、転用は行ってはけません。
- 4.甲は、本講座の内容をカメラや携帯電話などで録音、録画してはけません。
- 5.甲は、乙の指示に従うものとし、他の受講者の迷惑になるような行為は行ってはけません。甲がこれに反する行為を行った場合、乙は甲を退場させることができます。この場合は、甲は乙に対し、本講座の提供や、受講料の返還を請求することができません。
- 6.本講座中は絶対に無理をしないでください。本講座中に起こる怪我や体調不良などに関しては、乙は責任を負いません。
- 7.甲が本講座受講中に体調を崩して、講座を受講できなくなった場合、講座を受講できなかった期間が1日以内であれば、オンラインで補講を受け付けます。それ以上の日数になると次回の開講日に再度沖縄に来て足りない日数を補講してもらうことになります。費用は甲の自己負担です。
- 8.貴重品は甲が責任を持って管理してください。盗難や破損が起きた場合でも乙は責任を負いません。
- 9.受講者同士のトラブルについては、乙は責任を負いません。
- 10.本講座中に、乙は広報の目的で写真や動画の撮影を行うことがあります。甲からの特別な申し出がない限り、写真や動画の使用を承諾したものとみなします。

第3条（受講料の支払い）

甲は乙に対して、本講座の受講料（33万円）を乙が指定する預金口座に振り込む方法により以下を支払うものとし、振込手数料は甲の負担とします。以下の期限で乙の指定した金額の振込が確認できない場合は、甲からの申込みを取り消す場合があります。

申込後7日以内：10万円（申込金）

開校日の14日前まで：23万円

第4条（甲の都合によるキャンセル）

甲の都合で発生するキャンセルについては、キャンセル料を以下の通り頂戴しています。

開校日の31日前まで：無料

開校日の14日前まで：受講料の50%

それ以降から開校日当日まで：受講料の100%

（キャンセル料の振込手数料は甲に負担とします。乙が甲にキャンセル料を差し引いた分の返金をする際の振込手数料も、甲の負担とします）

第5条（乙の都合による開催中止）

本講座の開始前、最小催行人数の2名に満たない場合、もしくは乙のやむを得ない事情により、本講座の開催を中止する場合、乙は甲に対し、受講料の全額返金、飛行機代の全額負担、さらにお詫びとして5万円を支払います（なお、この場合の振込手数料は乙が負担します）。

アイランド・アシュラム

代表 佐藤佳奈



沖縄県名護市宮里1丁目17-12-302

090-7370-6561

以上